

第6条第1項保健福祉環境部福祉課の項第2号中「老人福祉及び身体障害者福祉の措置」を「老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等」に改め、「並びに老人及び身体障害者の福祉の増進」を削り、同項同課の項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。

第6条第1項農林（水産）部林務課（球磨地域振興局を除く。）の項中第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、同項第22号中「（宇城地域振興局及び芦北地域振興局に限る。）」を削り、同号を同項第23号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 熊本空港周辺緑地に関すること（菊池地域振興局に限る。）。

第6条第1項農林部林務課（球磨地域振興局に限る。）の項第1号中「第10号まで」の次に「及び第23号」を加え、同項土木部企画調査（景観）課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）の項中第21号を第23号とし、第20号を第22号とし、第19号を第21号とし、第18号の次に次の2号を加える。

(19) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の規定に基づく建築物に係る措置等に関すること。

(20) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の規定に基づく分別解体等に関すること。

第6条第1項土木部企画調査課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局に限る。）の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号）第2条第1項第4号に該当するもの。）に関すること。

第6条第1項土木部景観建築課の項第1号中「第18号」を「第19号」に改め、同項同課の項に次の1号を加える。

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第1号から第3号に該当するもの。）に関すること。

第7条第1項室及び各課共通に属する事項の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、同項農林（水産）部林務課に属する事項（球磨地域振興局を除く。）の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 指定猟法禁止区域に係る指定猟法の許可に関すること。

第7条第1項農林部森林保全課に属する事項第1号中「第6号」を「第7号」とし、同項土木部企画調査課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項の項第2号工中「公告対象区域内」を「公告認定対象区域内」に、「同一敷地内建築物以外」を「同一敷地内認定建築物以外」に改め、同条第2項室及び各課共通に属する事項の項第32号中「300万円」を「1,000万円」に改め、同項保健福祉環境部福祉課に属する事項の項第1号中「第10条」を「第13条」に、「第19条の2第1項」を「第32条第1項」に改め、同項同事項の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項農林（水産）部農業振興課に属する事項の項第8号中「及び貸付適格の認定」を削り、同項同事項の項第14号中「熊本県農業経営資源活用総合融資制度運営要領」を「熊本県農業負債整理関係資金運営要領」に改め、同項同事項の項第15号中「農地等取得資金の貸付適格の認定及び」を削り、同項同事項の項第16号中「及び利子助成の決定」を削り、同項同事項の項第17号の次に次の1号を加える。

(18) 農業経営改善促進資金及び農業経営基盤強化資金に関する市町村特別融資制度推進会議会長への回答に関すること。

第7条第2項農林（水産）部林務課に属する事項（球磨地域振興局を除く。）の項第24号中「鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号。）」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。）」に改め、同号ア中「第8条の3」を「第57条第1項及び第3項、第58条、第60条及び第61条第4項」に改め、同号イ中「第7条の4」を「第51条第2項及び第3項」に改め、同号ウ中「第12条」を「第9条」に、「第13条」を「第19条第3項」に、「飼養許可証を発行」を「飼養に係る登録票を交付」に改め、同号エ中「第12条」を「第9条」に改め、同号オ中「鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号。力において「施行規則」という。）第31条及び第32条」を「法第46条第1項及び第61条第4項並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第7条第10項、第11項、第12項及び第13項、第15条第6項及び第7項、第20条第5項及び第6項並びに第65条第10項」に改め、「並びに施行規則第34条の規定による返納及び報告」を削り、同号カ中「施行規則第33条の規定による狩猟者登録証、狩猟者記章、鳥獣捕獲許可証、従事者証（県外居住者に係るものを除く。）、狩猟免状及び鳥獣飼養許可証」を「法第9条第9項の規定による鳥獣捕獲許可証及び従事者証の再交付、法第15条第7項の規定による指定猟法許可証の再交付、法第19条第6項の規定による登録票の再交付、法第46条第2項の規定による狩猟免状の再交付、法第61条第5項の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章（県外居住者に係るものを除く。）」に改め、同号カを同号クとし、オの次に次のように加える。

カ 法第9条第11項、第15条第9項、第21条、第54条及び第65条により返納され